

資料3

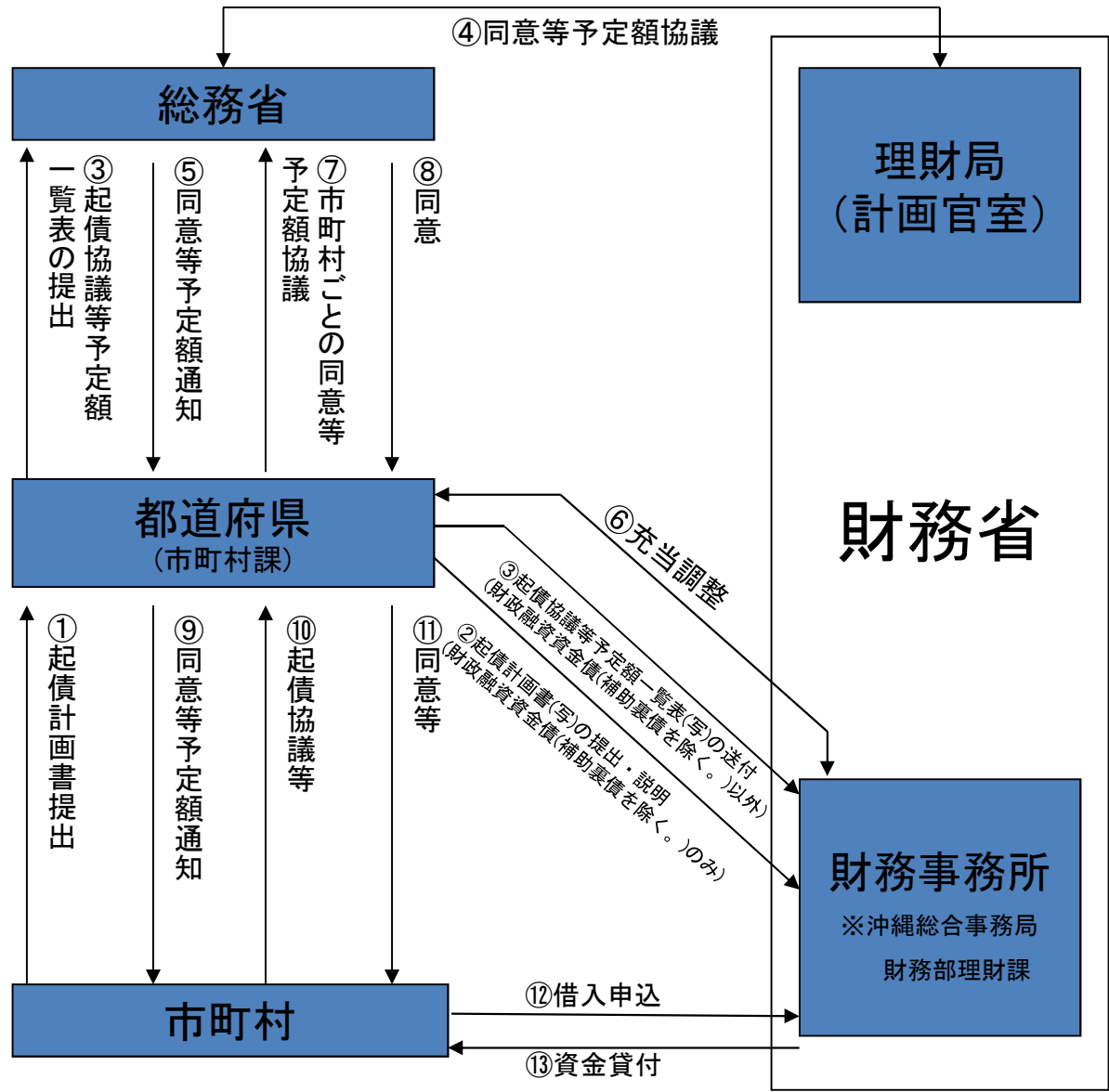
地方債協議等の手続きと留意事項

沖縄県企画部市町村課

簡易協議等手続の流れ(市町村分)

【簡易協議等手続】

起債協議等手続は、原則として簡易協議手続により行われる



【簡易協議手続(市町村)とは】

地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、事前に総務大臣が都道府県ごとに通知する同意等予定額に基づき県知事が通知する市町村ごとの同意予定額の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うもの。

※簡易協議の対象とならない地方債
⇒国の予算等貸付金債 等

【簡易協議手続の時期】(年2回)

	第1次分	第2次分
①	4月下旬	12月中旬
③	6月中旬	1月下旬
⑧	9月上旬	3月上旬
⑪	9月下旬～	3月中旬～

※上記手続とは別に、「最終起債協議」や「国の補正予算に伴う起債協議」等の手続が行われる場合もある。

最終起債協議・・・原則、年度内の起債協議等は第2次分で最終とされているが、やむを得ない事情により年度末に起債額を増額又は新規追加する場合

※「早期協議等」・・・民間等資金債の上半期発行等のために早期同意等が必要なものについては、早期協議等の手続が用意されている。

※ ⑫、⑬の手続きは財政融資資金の場合。民間資金については、金融機関等に対して行われる。
 ※ 協議団体においては、⑪について同意を得ない場合、議会報告の上、民間資金から借入を行うこととなる。

起債計画書の提出時の添付書類について

適債性や該当事業債が適切に選択されているかどうか等を判断するため、起債計画書の提出時に添付する必要がある主な書類は以下の①～⑧のとおり

① 工事費や委託費の積算内訳

経常的な維持補修費、一般的な調査費（基本設計や事前調査等）、少額備品、消耗器財費などの地方債の対象とされない経費の有無を確認するため。

② 交付決定通知書（又は内示書）の写し

公共事業等債や一般補助施設整備等事業債などは、補助金を伴う事業を前提としていることから、補助金交付決定を得ていること確認するため。
なお、起債計画書提出時に交付決定がなされていない場合は内示書を提出。

③ 位置図、④ 平面図、⑤ 事業内容を把握するための書類（任意様式）

整備する施設の内容を把握し、地方財政法第5条第5号の公共施設又は公用施設の建設事業に該当するものか等を確認するため。

⑥ 予算書（地方債部分）の写し

地方公共団体が地方債を起こすにあたっては、地方自治法第215条及び第230条の規定に基づき、予算として議決を経る必要があるため。
起債計画書提出時に未議決の場合は、議決後に予算書の写しを提出。

⑦ 補助金等の要綱の該当部分の写し

補助率の確認のため。

⑧ 事務費の算定資料（事務費がある場合）

建設事業を実施するために直接するために直接必要で、かつ、適正な範囲内の経費であるかを確認するため。

【記入例】 平成29年度から31年度までの3年計画
平成30年度起債対象事業費95,000千円
補助負担率:50%

平成 30 年度 公共事業等 事業起債計画書

該当する区分に「○」囲み
をする。

(単位:千円)

団体(組合)名	●●市		組合構成団体名			人口	△○千人		新設、増設、改良 移転の別				
事業名	△△公園整備事業				施工場所(所在地)		●●市△△						
施行事項	全体計画			起工完成	平成平成	28年度30年度	前年度以前施行分		本年度計画		翌年度以降計画		
	事業内容			数量	単価	金額	金額	事業内容	数量	単価	金額		
	対象内	本工事費			一式		120,000	0	本工事費			一式	90,000
		用地費			3筆		60,000	25,000	用地費			1筆	10,000
		補償費			5件		75,000	30,000	補償費			2件	30,000
		委託費(用地測量費)			一式		45,000	20,000	委託費(用地測量費)			一式	0
	小計					300,000	75,000					95,000	
	対象外	委託費(資料整理)			一式		3,000	0	委託費(資料整理)			一式	0
		小計					3,000	0					0
	合計					303,000	75,000					98,000	
対象内の財源内訳	国庫支出金					150,000	37,500	起債額は、10万円未満の端数を付けない(切り捨て)。 ただし、一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分及び臨時財政対策債については、この限りではない。			47,500	65,000	
	起債					135,000	33,700				42,700	58,500	
	一般財源					15,000	3,800				4,800	6,500	
	その他特財	県支出金					0	0				0	0
		分担金・負担金					0	0				0	0
		指定寄付金					0	0				0	0
小計													
合計					300,000	75,000					95,000		
事業概要	●●市△△地区において、災害時における避難場所としての機能を備えた都市公園を整備する。 全体計画:1.2ha 今年度は、全体計画のうちの0.5haについて、用地測量・用地買収及び公園整備工事を実施する。		事業施行に必要な各種 手続の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定 △年▲月△日 ・事業認可 ●年●月○日 ・平成30年度当初予算計上 ・補助金交付申請 平成○年○月○日 ・補助金交付決定 平成○年▲月△日 		国庫補助 負担金 の内容	国の予算上の科目 (項・目・目細)	(項)沖縄振興交付金事業推進費 (目)沖縄振興公共投資交付金					
			その他の 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備に関する事業 G10-2 ・補助負担率:50%・・・95,000千円(起債対象事業費)×50%=47,500千円 ・起債充当率:90% ・・・・(95,000千円(起債対象事業費)-47,500千円(補助金))×90%=42,750千円≒42,700千円(起債可能額) 		所管省庁(部局課名)	国土交通省(○○局●●課)						
			補助負担率		50%								

起債対象外経費ももれなく記入する。

事業施行に必要な法令上の手続き、市町村における予算措置状況(地方債分も含む)、補助金交付決定状況などを記入する。

事業概要は、実施内容(整備内容)及び目的を端的・明確に記入する。
また、全体計画及び今年度実施内容も記入する。

沖縄振興公共投資交付金事業については、同交付金制度要綱「第4 交付対象事業」の別表に記載されている事業名及びコードを記入する。
さらに、「別紙1～3」に該当する場合は、そのコードも記入する。

国庫支出金及び起債可能額の算出が分かる計算式を記入する。

※集計の都合上、行列の追加・削除は絶対に行わないで下さい。

平成 30 年度

通常収支分

一般補助施設整備等事業

起債協議等予定額一覧表
同意等予定額一覧表

不要な文字を抹消すること。

【地方債計画事業区分】で選んだ事業が自動反映されます

都 道 府 県 名
指 定 都 市 名

【地方債計画事業区分】を先に選択してください

(単位：百万円)

団体(組合)名	地方債計画事業区分	起債の目的(事業名)	起債対象費	左の財源内訳				充当率(%)	起債額	起債方法	借入条件			資金区分					備考	
				国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率(%)	償還期間	左のうち据置期間	財融資	政資金	地方公共団体	共融資金		市場公募
●●市	一般補助施設整備等事業	同左(沖縄振興特別推進交付金事業)	100.0	80.0	5.0	15.0	0.0	100.0	10.0					10.0						5.0百万円は、2次分協議予定
●●市	一般補助施設整備等事業	同左(その他)	40.0	32.0	0.0	6.0	2.0	75.0	6.0					6.0						
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
							0.0	#DIV/0!												
合		計	140.0	112.0	5.0	21.0	2.0		16.0					16.0	0.0	0.0	0.0			

「地方債計画事業区分」の欄は、セルの中のリストから該当する事業名を選択して下さい。

年間総事業費を記入

今回の起債協議予定額に対応する額を記入

記入不要

年間総事業費ベースの「地方債」欄と「起債予定額」欄の差額について、その理由を起債して下さい。例：2次分協議予定、〇月届出済

数値は、小数第1位まで記入すること。但し、臨時財政対策債、国の予算等貸付金債及び一般補助施設整備等事業(特別転貸債分)については、小数第3位まで記入すること。

起 債

協議
変更協議

書

【記入例】一般補助施設整備等事業

平成30年度中に新たに起債予定の年間
予定総額について、記入してください。

地方公共団体名 ●●町

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左 の 財 源 内 訳				充 当 率 (%)	起 債 協 議 額	起 債 方 法	借 入 条 件				資 金 区 分					備 考		
			国 支 出	庫 金	そ の 他 特 定 財 源	地 方 債				一 般 財 源	借 入 先	年 利 率 (%)	償 還 期 間	左 の うち 据 置 期 間	財 融	政 資	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	市 場 公 募		銀 行 引 受	等
一般補助施設整備 等事業	同左 (沖縄振興特別推 進交付金事業)	40.0	32.0	5.0	3.0	0.0	100.0	3.0	証書借入	財政融資	10%以内	20年	3年	3.0							○予算議決予定日 平成30年9月○日 ○一般補助財融②
一般補助施設整備 等事業	同左 (沖縄振興特別推 進交付金事業)	60.0	48.0	0.0	12.0	0.0	100.0	7.0	証書借入	財政融資	10%以内	15年	3年	7.0							○予算議決予定日 平成30年9月○日 ○一般補助財融① ○5.0百万円は、2次分協議予定
一般補助施設整備 等事業	同左 (その他)	40.0	32.0	0.0	6.0	2.0	75.0	6.0	証券発行	銀行等	10%以内	15年	3年	6.0							○予算議決日 平成30年3月28日 ○一般補助財融①
合 計																					

「起債対象事業費」は、左の「起債の目的(事業名)」で選択した事業区分について、適償性のある起債対象経費の数値を記入してください。

現時点での年間予定総額である左の「地方債」欄のうち、今回協議する起債額を記入してください。

「左の財源内訳」欄中「地方債」欄と「起債協議額」欄の差額については、その理由を「備考欄」に記入してください。
(例:○百万円は、2次分協議予定)

＜一般補助施設整備等事業債の留意事項＞
財政融資資金については、次のカテゴリーごとに行を作成いただき、備考欄にカテゴリーの番号を記載願います。(記載例:一般補助財融①、一般補助財融③ 等)

※公共事業等債、災害復旧事業債についても上記と同様の留意事項あり。

当該協議に係る地方債の予算議決(予定)日は必ず記載してください。

H28年度
より追記

- 協議の内容及び、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別様とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうちの据置期間の欄は空欄とすること。
- 6 年利 率 の 欄 に は、 地 方 債 を 起 こ し、 又 は 起 こ そ う と し、 若 し く は 起 こ し た 地 方 債 の 起 債 の 方 法、 利 率 若 し く は 償 還 の 方 法 を 変 更 し よ う と す る 際 に 定 め る 利 率 に つ い て、 上 限 利 率 を 記 載 す る こと。
- 7 令 第 18 条 の 2 で 定 め る 公 的 資 金 以 外 の 資 金 に お い て、 利 率 見 直 し 方 式 や 変 動 金 利 方 式 な ど 利 率 が 変 動 し 得 る 契 約 を 予 定 し て い る 場 合 に は、 備 考 の 欄 に 利 率 に 係 る 契 約 の 予 定 内 容 を 記 載 す る こと。
- 8 令 第 18 条 の 2 で 定 め る 公 的 資 金 以 外 の 資 金 に お い て、 あ ら か じ め 借 換 え を 予 定 し て い る 場 合 に は、 備 考 の 欄 に 借 換 え 予 定 を 記 載 す る こと。
- 9 令 第 18 条 の 2 で 定 め る 公 的 資 金 に お い て、 利 率 見 直 し 方 式 を 選 択 し て い る 場 合 の 年 利 率 の 欄 に つ い て は、 利 率 の 下 に () 書 で 「 利 率 見 直 し 」 と 記 載 す る こと。
- 10 当 該 協 議 に 係 る 地 方 債 の 予 算 議 決 日 等 そ の 他 参 考 に なる 事 項 を 備 考 の 欄 に 記 載 す る こと。 な お、 書 き 切 れ ない 場 合 に は、 別 様 と し て 添 付 す る こと。
- 11 借 換 え を 目 的 と す る 場 合 は、 起 債 の 目 的 (事 業 名) の 欄 に つ い て は、「 借 換 債 」 と 記 載 す る と と も に、 借 換 え に 係 る 既 同 意 債 の 同 意 書 及 び 起 債 協 議 書 の 写 し、 既 届 出 債 の 起 債 届 出 書 の 写 し 又 は 既 許 可 債 の 許 可 書 及 び 起 債 許 可 申 請 書 の 写 し を 添 付
- 12 起 債 の 変 更 協 議 を 行 う 場 合 は、 当 初 の 協 議、 届 出 又 は 許 可 申 請 に 係 る 数 値 等 を 今 回 の 変 更 後 の 数 値 の 上 側 に () 書 で 記 載 す る こと と し、 変 更 協 議 を 行 う 理 由 を 備 考 の 欄 に 簡 潔 に 記 載 す る こと。

起債 { 届出 } 書
 { 変更届出 }

地方公共団体名 _____

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起債額 申請額	起債 方法	借入条件				資金区分				同意等基準 との関係	備考
			国 支 出	庫 金	その他 特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率 (%)	償還期間	左のうち 据置期間					
合	計																		

- 1 申請の内容に応じ、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別様とすること。
- 2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 3 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売入、交付)の別を記載すること。
- 4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債届出額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 5 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。
- 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
- 10 同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることとなると認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることとなると認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。
- 11 当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
- 12 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 13 起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 { 許可 } 申請書
 { 許可変更 }

地方公共団体名

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起債申請 額	起債方法	借入条件				資金区分				備考
			国庫 支出金	その他 特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還期間	左のうち 据置期間					
合	計																	

- 備考
- 1 申請の内容に応じ、標題の「許可」又は「許可変更」のいずれかに○を付けること。また、許可申請と許可変更申請を同時に行おうとする場合は、起債許可申請書と起債許可変更申請書を別様とすること。
 - 2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
 - 3 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
 - 4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債申請額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
 - 5 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
 - 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。
 - 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
 - 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
 - 9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
 - 10 当該許可(許可変更)申請に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
 - 11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付する
 - 12 起債の許可変更申請を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、許可変更申請を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

事 務 連 絡

平成 21 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 財 政 担 当 課
各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 課
各 政 令 指 定 都 市 財 政 担 当 課

御 中

総務省自治財政局地方債課資金係

地方債に関する省令別記様式第 1 号及び第 2 号の備考欄の記入について

地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）別記様式第 1 号及び第 2 号の記入に当たっては、別紙「減債基金積立ルール」に従って①から⑧の番号を「備考」欄に記入することにより、借換え予定を明示していただきますようお願いいたします。（⑦を記入する場合においては、具体的な内容を別葉（様式任意）に記入の上、上記別記様式を提出する際に併せて御提出ください。）

なお、「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 21 年 4 月 14 日付け総財地第 115 号自治財政局地方債課長通知）の内容にも御留意ください。

貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

